

おかやま森づくり県民税の仕組み

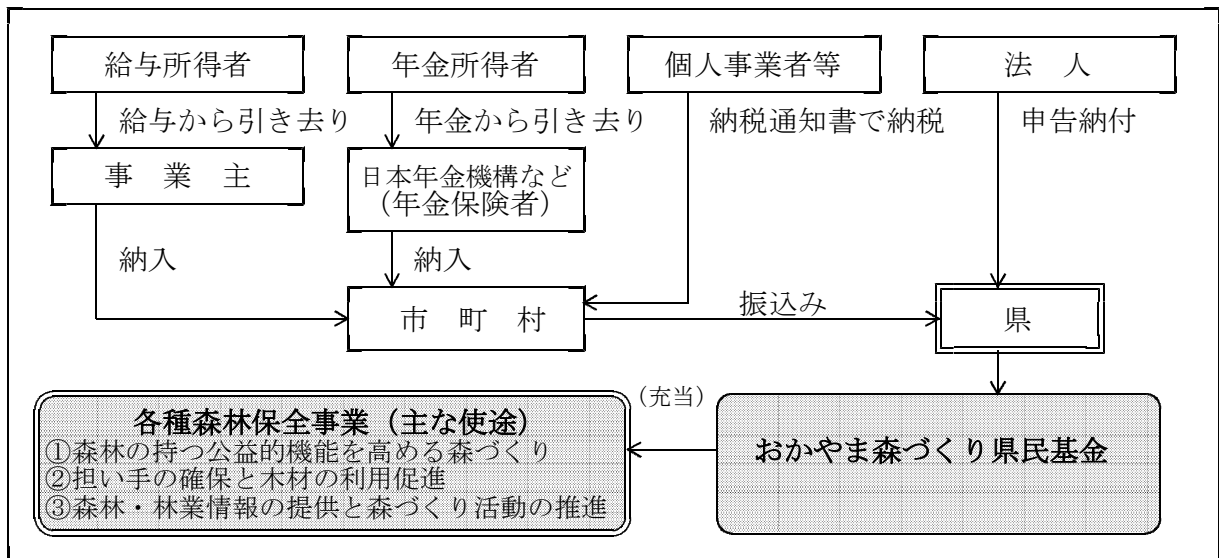
1 課税方式

県民税均等割(普通税)の超過課税

2 納税義務者

- ・ 県内に住所等を有する個人
- ・ 県内に事務所・事業所等を有する法人

3 仕組み



4 税率

個人 ・ 500円/年

法人 ・ 均等割額の5%相当額

【法人の資本金別の税額】

| 資本金の金額の区分 | 現行の均等割額(年額) | 森づくり県民税額(年額) |
|--------------|-------------|--------------|
| 50億円超 | 800,000円 | 40,000円 |
| 10億円超～50億円以下 | 540,000円 | 27,000円 |
| 1億円超～10億円以下 | 130,000円 | 6,500円 |
| 1千万円超～1億円以下 | 50,000円 | 2,500円 |
| 1千万円以下 | 20,000円 | 1,000円 |

5 税収 約557百万円(平成23年度決算額)

6 課税期間

個人 ・ 平成21年度分～平成25年度分まで

法人 ・ 平成21年4月1日～平成26年3月31日までに開始する事業年度分まで